

[資料] 県林野火災用空中消火資機材運用要綱

山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱

平成6年4月1日制定

この要綱は、林野火災等災害対策用として山口県が備蓄している消火薬剤散布装置（中型ヘリコプター用）溶解機、動力ポンプ（ホース、吸管を含む）並びに消火薬剤（以下「資機材等」という。）の運用について必要な事項を定めるものである。

- 1 資機材の保管場所
山口県宮下恋路陸上自衛隊山口射撃場内
- 2 資機材の用途指定
資機材等は、次の場合に使用するものとする。
 - (1) 県域内で林野火災等が発生した場合において、火災の規模、状況等から、地上における消火活動では容易に鎮圧の見込がたたず、空中消火によらなければ消火が困難であると知事が認める場合。
 - (2) 他県域内で林野火災等が発生した場合において、当該知事から空中消火を実施するため、資機材等の応援要請があった場合。
- 3 自衛隊の災害派遣要請
 - (1) 空中消火を要請しようとする市町村長（以下「市長町村長」という。）は、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規程に基づき、自衛隊ヘリコプター及び資機材を保管場所からヘリポート及び補給基地への輸送について災害派遣要請を行うものとする。
 - (2) 知事は、市長町村長から自衛隊ヘリコプター及び資機材の輸送について災害派遣要請を受けた場合において、空中消火の必要があると認めた場合には、直ちに陸上自衛隊第17普通科連隊長及び海上自衛隊小月教育航空群指令に対し、自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を、又陸上自衛隊第17普通科連隊長に対し、資機材等の保管場所からヘリポート及び補給基地への輸送について災害派遣要請を行うものとする。
- 4 市町村長は、自衛隊ヘリコプターによる空中消火活動が迅速かつ効果的に行われるよう、ヘリポート及び補給基地の確保、隣接市町村、関係営林署及其他関係機関との相互協力体制の確立受入体制を整備しておくものとする。
- 5 資機材等の操作
 - (1) 消火薬剤の空中散布及び消火薬剤散布措置の吊り上げ並びに消火薬剤の溶解作業等空中消火に関する一連の作業は、迅速化を図る上で自衛隊において行うものとする。
 - (2) 県は、自衛隊が行う資機材等の操作について指導を行うものとする。
- 6 資機材の撤収など
ヘリポート及び補給基地からの資7消火薬剤の備蓄機材の撤収及び保管場所への収納は、陸上自衛隊第17普通科連隊が行うものとする。
- 7 消火薬剤の備蓄
県は、次に掲げる消火薬剤について備蓄する。
なお、空中消火を要請した市長村は、使用した消火薬剤（県保有薬剤等）についての経費を負担するものとする。
消火薬剤名 …… フォレックス
- 8 他機関への応援要請
県は、あらかじめ近隣県及び営林署などの資機材等の保有状況を把握しておき、空中消火の実施の際、資機材等に不足を来す場合は、当該機関に対し応援要請を行うものとする。
- 9 経費の負担
空中消火を要請した市町村は、空中消火に要した経費を負担するものとする。
- 10 その他
この要綱に定めるもののほか、資機材等の運用について必要な事項は別に定める。